

貞静学園中学校・高等学校 非常勤職員募集要項

職 種	スクールカウンセラー（非常勤職員）		採用人数	1 名
契約期間	2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 任期：1 年 更新上限あり（通算 5 年まで） ※担当業務量、学園の経営状況、勤務成績、勤務態度によって理事長が決定いたします			
採用予定日	2027 年 4 月 1 日		試用期間	試用期間なし
業務内容	1. 生徒及び保護者、教職員を対象とした相談業務 2. 学校関係者への助言および支援業務 ※業務内容変更範囲：法人の定める業務			
応募資格	1. 公認心理師または臨床心理士の資格を有する方 2. 心理業務または児童生徒を対象とした相談業務について 3 年以上の経験を有する方 3. 本校の教育方針を理解し、生徒・保護者・教職員とコミュニケーションが取れる方 4. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）第 2 条第 8 項に該当しない方（特定性犯罪事実該当者ではないこと） 5. 60 歳未満の方（定年が 60 歳のため、例外事由 1 号に基づく）			
就業場所	東京都文京区大塚 1-2-10 貞静学園中学校・高等学校（就業場所の変更なし） ※敷地内禁煙			
勤 務 日	月曜日・木曜日 ※勤務日応相談（週 2 日間を基本とする）			
勤務時間	10：00～16：00 ※休憩なし ※勤務時間応相談（週 12 時間を基本とする） ※時間外労働なし			
休 日 休 暇	日曜日、国民の祝日、年末年始、学園の創立記念日、その他学園の指定する日 年次有給休暇、特別有給休暇			
賃 金	月給 100,500 円～160,500 円 通勤手当 実費支給（支給要件は本学規程に基づく） ※月給は経験等を考慮のうえ、本学園規程により決定します			
加入保険	労働者災害補償保険			
応募書類	1. 履歴書（本学園所定のもの・本人自筆・写真付） 2. 公認心理師登録証又は臨床心理士資格登録証明書の写し 3. 自己推薦書（資格、経験を含めて A4 サイズ用紙 1 枚以内、パソコンによる作成可） ※上記 1～3 の書類を封筒に入れ「スクールカウンセラー応募書類在中」と明記してください ※応募書類は採用選考以外の目的には使用いたしません また、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください			
送 付 先	〒112-8625 東京都文京区大塚 1-2-10 貞静学園中学校・高等学校 副校長 藤田 美智子 宛			
問合せ先	お電話またはメールにてお問い合わせください TEL：03-3943-3711（9：00～16：00 まで 日曜・祝日は除く） Mail：k-saiyou@teiseigakuen.ac.jp			
選考日程 選考内容	応募締切	2026 年 8 月 24 日（月） ※採用状況により、早期に締め切らせていただく場合があります ※第 1 次選考の合格者にのみ、第 2 次選考の通知をいたします		
	第 1 次選考	書類審査	第 2 次選考	面接試験
特記事項	本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本学園の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。 このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 また、内定後、特定性犯罪の前科が確認された場合、又は応募書類の記載内容に虚偽があったことが判明した場合には内定は取り消されます。 本法律に基づく確認手続は、内定後速やかに実施いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は参照条文「別紙 1」をご参照ください。 採用内定後、健康診断書(受診日が入職前 3 か月以内のもの)、卒業証明書、成績証明書等をご提出いただきます。これらの取得に要する費用は内定者負担となりますため、あらかじめご了承ください。			

別紙 1 (参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。